

を定める必要がある⁷。

1. 調達する資金の用途
2. 社会医療法人債の総額
3. 各社会医療法人債の金額
4. 利率
5. 償還の方法及び期限
6. 利息支払の方法及び期限
7. 社会医療法人債券を発行するときは、その旨
8. 債権者が会社法698条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
9. 社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに会社法706条1項2号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨
10. 払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
11. 金銭の払込みの期日
12. 一定の日までに社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

具体的な記載例について、実際の社会医療法人債の発行例がないため、参考として第15回独立行政法人福祉医療機構債券の募集要項を掲載する。これは、記載内容をイメージしてもらうためであり、社会医療法人債の発行条件等は、財投機関債である当該債券とは異なるので注意していただきたい。

⁷ 医療法では「募集社会医療法人債」と記載されているが、金融商品取引法上の募集と区別するため、ここでは社会医療法人債とする。法令記載内容を筆者が加工した。

第1募集要項

1. 新規発行債券

| | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------|---|
| 銘 柄 | 第15回 独立行政法人福祉医療機構債券 | 債券の総額 | 金17,000,000,000円 |
| 社債等の振替に関する法律の適用 | 本債券は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | 発行価額の総額 | 金16,996,600,000円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 平成19年11月16日 |
| 発行価格 | 各債券の金額100円につき 金99円98銭 | 申込証拠金 | 各債券の金額100円につき金99円98銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。 |
| 利 率 | 年0.96パーセント | 払込期日 | 平成19年12月5日 |
| 利 払 日 | 毎年6月20日及び12月20日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店 |
| 償 還 期 限 | 平成22年12月20日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成20年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成19年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> | | |
| 償 還 の 方 法 | <p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成22年12月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> | | |
| 担 保 | 本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | |
| 取 得 格 付 | 取得格付 格付機関 格付取得月日 | A A 株式会社格付投資情報センター 平成19年11月16日 | |
| 財 務 上 の 特 約 | 担保提供制限 | 該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） | |
| | その他の条項 | 該当条項なし | |